

<川越市>

「川合善明」川越市長が「個人」として
「市を訴えた市民たち」を
「次々」に「名誉毀損で訴える」異常事態



前代未聞の市長個人による市議・市民連続裁判

傍聴記 <令和2年7月9日(木)>

またしても川越市長が異常事態を巻き起こした。

川越市長・川合善明氏が去年から今年にかけて「3件の損害賠償請求訴訟」を「さいたま地裁川越支部」に提訴し、いま…口頭弁論手続きが進んでいる。これら3件の事件は、すべて「川合善明氏」個人が「原告」だ。

- (1) 本紙既報の「不正市道認定事件」で「川越市民らが川越市長を被告」として、「住民訴訟を提起したことが、川合氏個人に対する不法行為である」と訴えた事件。
- (2) 川越市議会議員・小林薫氏を名誉毀損で訴えた事件。
- (3) 「弁護士・川合善明氏」に対して埼玉弁護士会に懲戒請求をしたのは本紙社主・松本だが、「川合市長から呼び出されて困っていると社主に相談した市民女性A氏」を不当な懲戒請求をしたと訴えた事件。

上記3件の事件をまとめて本紙では「市長個人による市議・市民連続裁判」と呼ぶことにする。裁判所でも3件の裁判は個別の事件番号が振られた事件ながら、原告・原告代理人が同じ、被告代理人が同じということで、同じ期日にま

とめて口頭弁論が行われている。ここでの（１）～（３）という番号は、実際の裁判における事件番号などではなく、本稿を判り易くする為に本紙で割り振った番号だが、いずれの事件も「川合善明氏」個人が損害賠償を求めて訴えること自体がおかしな内容なのである。

- （１）の住民訴訟は「**川越市長の地位にある者**」＝川越市を代表する者、即ち実質的に地方自治体たる川越市が被告だ。川合善明氏も自分の希望で補助参加人として裁判に加わっているが、原告住民らは初めから「**川越市**」を訴えているのであって、個人としての川合善明氏を被告にして訴えているわけではない。
- （２）は、川越市の小林薫市議の政治活動における行政首長としての川合市長を批判・追及する発言等を名誉毀損だと主張する強引さで、
- （３）に至っては弁護士の川合氏を懲戒請求したのは本紙社主なのに、告発内容自体が市民女性A氏によるものだと理由で、懲戒請求者の本紙社主ではなくA氏の方を訴えているのである。

では、それぞれの事件の川合氏の主張の異常性を具体的に見てみよう。

川越市が勝てば、なんの不利益もない川合善明氏

行政訴訟のひとつである住民訴訟は、自治体を相手とする裁判だ。

裁判が長引く間に首長が変わることもある。今回の住民訴訟は、川合善明氏個人が被告ではない。被告の川越市が裁判に勝ってくれば、川合善明氏は賠償責任を負わなくていい。負ければ川合善明氏個人が、川越市から損害賠償請求の裁判を起こされる。

えっ…やはり私人と公人の違いさえ理解できない男だったのか？

川合氏がなぜ「22名の原告のうち4名の住民」だけを選んで訴えたのか？

川合氏が裁判所に提出した書面を見ると、渋谷実前県議の名前が憎々し気にやたらと出て来る。この「4人」が渋谷前県議に近い存在だと決め付け、「政敵」の近くにいる人間は自分の敵だと決めているようなのだ。

私人・川合善明氏が、その独特の感受性や精神活動の成果として誰を友として、誰を生涯憎むべき敵と認識すること自体は本人の勝手だが、ただし勝手な決め付けで他人にとんでもない迷惑をかけるようなことはすべきではない。

現在、被告である川越市の長たる地位に就いているのが公人・川合善明氏である。住民らが住民訴訟を起こしたことが「川越市の名誉を毀損して被害を被った」と主張するなら、川越市が原告となり川越市の費用（予算）で住民らを被告として訴える議案を、公人たる川合善明市長から川越市議会に提出することが「筋道ではなかったか」。

このような発想で、沖縄県宮古島市の市長は、住民訴訟を起こして最高裁で敗訴が確定した住民らに対して名誉毀損の損害賠償請求訴訟を起こそうとしたことがある。これに対して、「住民の異議申し立てを封じる恫喝訴訟だ」と全国的に批判され、市長は訴訟を起こすことをやめた。

これに対して、私人・川合氏が起こした今回の裁判は、「住民訴訟をやりやがったな！俺を訴えたら、どうなるか思い知れ」と言わんばかりの支離滅裂な主張で、住民訴訟を起こされたことを川合氏個人に対する不法行為の話にすり替えているのだ。市民が川越市政の在り方に疑念を抱いて訴え提起することを、川合氏個人に対する加害行為であると主張するとは、川合善明氏という人間は私人と公人の違いさえ理解できないのではないのか？

私人と公人（ことに市長たる職責）の違いを理解している人間なら、このような訴訟を提起できないと思うのだが…。

「俺に逆らう奴は、誰でも訴える」

続いて、やはり私人・川合善明氏が、「川越市議会議員・小林薫氏を名誉毀損」で訴えた損害賠償請求訴訟を見てみよう。

本紙読者であればご存知のように、小林市議も公人・川合善明市長にとっての敵である。小林市議も本紙と同じく、川合市政（というより川合市長）を追及する急先鋒に立つベテラン市議だからだ。「坊主憎けりゃ袈裟まで憎い」の典型で、政治家として市長の川合善明氏を追及する小林市議も、川合善明氏からすれば単に「俺に逆らうやつ」というだけの存在なのだろう。

批判に耳を傾ける姿勢が全くない。市長として議員の発言や態度が気に入らないというだけで「名誉毀損訴訟まで提訴する」など正気の沙汰ではない。

コロナ対策公務もそっちのけで自分の名誉毀損裁判を優先の市長

それよりも重大なことは、公人・川合善明市長はこの裁判に出廷するために公務を放置したことだ。この日（7月9日）の口頭弁論は午前10時40分に開

延したが、川合善明市長はそれより 20 分も早い 10 時 20 分にイソイソと裁判所の建物に入ってきた。市長は特別職で勤務時間の拘束がないから、裁判所近くの市役所庁舎からちょっと出かけて来るのは、「特に問題はない」という考えなのだろう。平時であれば、それでもよかろう。

しかし、この日のこの時間帯は川越市長としては私用を優先している場合ではなかった。まさにこの時間帯、市庁舎では「**コロナウィルス対策についての災害対策支援会議**」が開催されていたのだ。川合善明市長は、議員からの質問にいつでも答えられるよう待機していなければならなかったのだ。それを川合善明市長はすっぽかした。川合善明氏の市のトップとしての責任感…感性を疑う。

これを問題視した小林市議が裁判の翌日（7月10日）、自らのブログで更に市長を追及した。

三遊亭窓里（小林薫市議）のブログ

<https://ameblo.jp/sourisanyuutei/page-4.html>

小林市議のブログによれば、副市長以下職員が出席した災害対策支援会議は 10 時から開会されている。会議の座長から要請があれば直ぐに、市長も出席しなければならないという。結果、市長出席の要請がなかったとしても市長室で待機するのは常識で、目下の官民一体となったウィルス対策よりも私人としての裁判を優先するとは尋常ではない。

私人としての川合善明氏には代理人弁護士が就いており、川合善明氏本人が裁判に出席する必要はなかったにも拘わらず…だ。豪雨による寺尾地区の浸水被害の際にも公人・川合善明市長は自宅で休んでいたというが、私人として小林市議を訴える場合は「**公務よりも重要**」らしい。

私的な復讐心だけで女性市民を「スラップ訴訟」か？

さらに続いて 3 件目の裁判も、私人・川合善明氏が市民女性 A 氏を損害賠償請求で訴えた事件だ。弁護士としての川合善明氏は、本紙社主・松本州弘に懲戒請求をされている。川合善明弁護士が所属する「**埼玉弁護士会に対して、川合善明氏が弁護士としてやってはいけないことを行った**」と、本紙社主「**松本が懲戒請求者となった**」ものである。その請求の原因となった内容の一部を本紙に話してくれたのが、今回、川合善明氏が訴えた市民女性 A 氏だ。

市民女性 A 氏は川合善明氏から恫喝される等の被害を証言したのだが、川合善明氏は A 氏の主張を事実無根だとして、逆に A 氏を訴えたのである。

しかし、川合善明氏についての懲戒請求者は本紙・松本であってA氏ではない。また、懲戒請求という制度自体、弁護士会内の綱紀委員会や懲戒委員会の審理を経て、「被調査人」と呼ばれる対象弁護士（本件では川合善明氏）に対する処遇が決定されるもので、裁判所で争う案件ではない。

懲戒請求された弁護士は、反論書面を弁護士会に提出し、それを弁護士会の各委員会が審理し議決する。従って懲戒請求に異議があるなら、弁護士会を通じて、懲戒請求者の主張に反論するのが当たり前で、弁護士なら誰でも知っていることだ。ところが川合善明氏は、本紙・松本による懲戒請求を不法行為と位置づけながら、松本ではなく**市民女性A氏**を訴えたのだ。

その理由は、事実無根の被害をでっち上げて本紙・松本に告発したのだから、A氏が原因であるというものだ。ちなみに、このA氏も「不正市道認定事件」の原告住民のひとりであり、それ以前から市長としての川合善明氏と直接面識がある人物だ。つまり、川合善明氏の目的はA氏を社会的に痛い目に遭わせてやるという私的な復讐だとしか考えられないのである。もちろん、川合善明氏のA氏に対する復讐心などは、A氏が住民訴訟に参加したことへの逆恨みの極みでしかない。社会的に優位な立場にいる者が、社会的にも経済的にも弱い立場の者を相手取って、法務費用や貴重な時間と精神的にも消耗させる目的で訴訟を起こすことを「スラップ訴訟」という。

まさに卑劣で、とても市長や弁護士のやることではない。

「なにが不法行為なのか、明らかにしてもらえませんか？」

さて、この日の裁判で最も象徴的な場面があった。

これら3つの事件は、昨年、名誉毀損裁判（市民団体「コレクト行政！連絡協議会」）で川合善明氏を勝訴させた「さいたま地裁川越支部の齋藤憲次裁判長」が担当している。どちらかと言えば権力側に立つ裁判官と思われた同裁判長が、原告・川合善明氏に対して「**A氏の何が不法行為なのか具体的に主張してくれませんか？**」と苦言を呈したのである。

「この裁判所はおれの味方だ」と思い込んでいる川合善明氏。

普通は裁判にならないような「無理スジ」でも、自分が言えば却下されることもなく審理してもらえ、黙っていても裁判所が「市長」の自分を勝たせてくれると信じているのだろう。ところが川合氏は、裁判長から「**A氏が何か、やったわけ？**」と言われたのも同然の質問をされてしまったのである。

事実、A氏は弁護士会への懲戒請求もしていなければ、不特定多数の人々に対して名誉毀損となる風評を流布してもいないし本紙のような言論活動もしていない。A氏は、市長としてあまりにも酷い川合善明氏の言動を、個人的に本紙社主に話したただけだ…。

「さいたま地方裁判所川越支部は、自分の味方をするはずだ」と過信していた川越市長の川合善明氏は、次回期日までにA氏がどのような不法行為によって損害を与えたのか明確に主張しなければならなくなった。

今度はどのような「独特な見解」が飛び出すか見ものである。

「殺人事件の証拠かよ?…」

相変わらずの本紙「告発ビラ」が切り札の川合善明氏

ウイルス対策によって傍聴席の利用が制限されているこの時世の法廷では、裁判を見届けたい市民も数少ない。その中でも熱心な傍聴人が、思わず吹き出しそうになる一幕があったという。本紙の取材に答えてくれた。

傍聴人某氏

「いや、何がおかしかったって、川合が証拠として、おたく(本紙)の昔の糾弾ビラを裁判官に提出したでしょう。丁寧にビニール袋に保存されたやつを2枚。刑事ドラマなんかで見るじゃないか、殺人事件の証拠みたいにして、川合が得意な顔で出してさ。裁判官も同じ人だから「また…これ…?」みたいな顔してるんだからね!! おれ、もう笑いを堪えるのに必死だったよ(笑)」

原告たる川合善明氏は、本紙の「糾弾ビラ」がよほど裁判に役立つと確信しているらしい。それほど気に入っているのなら、今度、本紙社主が直筆サインして額装した記念版でも進呈して差し上げたい。

皮肉なことに川合善明氏が、4年前の本紙ビラを証拠として裁判所に提出することにこそ、川合善明氏の真意を雄弁に物語っているだろう。

川合善明氏が「無理スジ」の訴訟をどうやって勝ち進んでいくつもりか、続報をお待ちいただきたい。

次回口頭弁論期日は8月27日11時、さいたま地裁川越支部で「3つの事件」が続けて審理される。